

発議第219号

長崎県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和8年3月30日

議会運営委員会委員長 大場 博文

長崎県議会議長 外間 雅広 様

長崎県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例（案）

長崎県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和4年長崎県条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前							
<p>目次</p> <p>第1章～第3章 略</p> <p>第4章 開示、訂正及び利用停止</p> <p>第1節 開示（第18条—<u>第30条の2</u>）</p> <p>第2節～第4節 略</p> <p>第5章及び第6章 略</p> <p>附則</p> <p>（利用及び提供の制限）</p> <p>第12条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号までの規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="154 919 1106 962"><tr><td>略</td></tr></table> <table border="1" data-bbox="154 1134 1106 1177"><tr><td>略</td></tr></table> <p>（開示請求に係る手数料）</p> <p>第30条 議長に対し開示請求をする者は、長崎県手数料条例（昭和24年長崎県条例第47号。次条において「手数料条例」という。）別表第1総務部の表3の項に定める区分及び単位に応じた金額の手数料を納めなければならない。ただし、次に掲げる場合には、手数料を徴収しない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p>	略	略	<p>目次</p> <p>第1章～第3章 略</p> <p>第4章 開示、訂正及び利用停止</p> <p>第1節 開示（第18条—<u>第30条</u>）</p> <p>第2節～第4節 略</p> <p>第5章及び第6章 略</p> <p>附則</p> <p>（利用及び提供の制限）</p> <p>第12条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号までの規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="1149 919 2107 1177"><tr><td>略</td></tr><tr><td>第30条</td><td>納めなければならない</td><td>納めなければならない。この場合において、議長が経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる</td></tr><tr><td>略</td></tr></table> <p>（開示請求に係る手数料）</p> <p>第30条 議長に対し開示請求をする者は、長崎県手数料条例（昭和24年長崎県条例第47号）別表第1総務部の表3の項に定める区分及び単位に応じた金額の手数料を納めなければならない。ただし、次に掲げる場合には、手数料を徴収しない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p>	略	第30条	納めなければならない	納めなければならない。この場合において、議長が経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる	略
略								
略								
略								
第30条	納めなければならない	納めなければならない。この場合において、議長が経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる						
略								

(手数料条例の規定の準用)

第30条の2 手数料条例第5条及び第6条の規定は、前条の手数料について準用する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の長崎県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第30条の2の規定は、施行日以降にされる開示請求に係る手数料について適用し、施行日前にされた開示請求に係る手数料については、なお従前の例による。

(提案理由)

長崎県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和4年長崎県条例第43号）第30条に規定する保有個人情報の開示請求に係る手数料について、長崎県手数料条例（昭和24年長崎県条例第47号）に定める手数料の不還付及び減免の規定を準用するため、所要の改正をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。